

議案第9号

福岡市長選挙の選挙期日等について

令和8年12月6日任期満了に伴う福岡市長選挙の選挙期日等を、公職選挙法の規定に基づき次のように定め、選挙期日を告示する。

令和8年5月7日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

1 選挙期日

令和8年11月15日(日)

2 選挙期日の告示日

令和8年11月1日(日)

(理由)

任期満了による市長選挙については、公職選挙法第33条第1項の規定により、その任期が終わる日の前30日以内（本選挙の場合、令和8年11月6日(金)から同年12月5日(土)までの間）に行うこととされていること、及び同条第5項第2号において、選挙の期日は少なくとも14日前（本選挙の場合、令和8年11月1日(日)以前）に告示しなければならないこととされていることによる。

(参考)

1 選挙事由（任期満了日）について

現市長の任期は、地方自治法第140条（任期）及び公職選挙法第259条（地方公共団体の長の任期の起算）ただし書の規定により、令和8年12月6日をもって満了する。

※ 任期は4年。任期の起算日は、前任の長が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日（本選挙の場合、令和4年12月7日起算）

2 選挙期日についての基本的考え方

選挙期日については、有権者が参加しやすい日であり、かつ、選挙を適正かつ円滑に管理執行できる体制が確保できる日でなければならないことから、次の諸点を勘案して決定するものである。

- (1) 日曜日であること。
- (2) 天候に恵まれやすい日であること。
- (3) 市域内で行われる諸行事とできるだけ重ならない日であること。
- (4) 投票所としている小・中学校の行事等に支障のない日であること。
- (5) 投票事務・開票事務従事者を確保しやすい日であること。

3 過去の市長選挙の選挙期日について

	選挙期日	選挙執行可能期間中の日曜日
前 回	令和4年11月20日(日)	11月6日・13日・ 20日 ・27日・12月4日
前々回	平成30年11月18日(日)	11月11日・ 18日 ・25日・12月2日
3回前	平成26年11月16日(日)	11月9日・ 16日 ・23日・30日

※ 今回選挙の選挙執行可能期間中の日曜日は、11月8日・15日・22日・29日である。

4 選挙期日の告示日について

公職選挙法第33条第5項第2号では、選挙期日の告示を、「少なくとも14日前に」行うこととされているが、本市を含むすべての指定都市において、14日前に告示することが慣例となっている。

したがって、選挙期日の告示日は、選挙期日の14日前とする。

5 関係条文

○ 公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。

2～4 《省略》

5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

一 《省略》

二 指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも14日前に

三～五 《省略》

(地方公共団体の長の任期の起算)

第259条 地方公共団体の長の任期は、選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る選挙が地方公共団体の長の任期満了の前に行われた場合において、前任の長が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の長が欠けたときはその欠けた日の翌日から、それぞれ起算する。

○ 地方自治法

(任期)

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第259条及び第259条の2の定めるところによる。